

温室効果ガス排出量検証報告書

エア・ウォーター株式会社 御中

1. 検証の対象

一般財団法人日本品質保証機構(以下、「当機構」という。)は、エア・ウォーター株式会社が作成した「2019年度エア・ウォーターグループGHG算定報告書」(以下、「算定報告書」という。)に記載された2019年度の温室効果ガス(GHG)排出量が、同社により作成された「温室効果ガス排出量算定マニュアル(2020年12月1日改正)」(以下、「算定ルール」という。)に準拠し、正確に測定、算出されていることについて第三者検証を行った。

検証の目的は、「算定報告書」の2019年度(2019年4月1日~2020年3月31日)の温室効果ガス排出量を客観的に評価し、同社の温室効果ガス排出量の算定の信頼性をより高めることにある。

2. 実施した検証の概要

当機構は、「ISO14064-3」に準拠して検証を実施した。本検証業務の対象活動範囲はScope1及びScope2のエネルギー起源の二酸化炭素排出量であり、保証水準は「限定的保証水準」、重要性の量的判断基準値は総排出量における5%とした。また、本検証業務の対象組織範囲はエア・ウォーター株式会社及び連結子会社、非連結子会社の中で省エネ法の「特定事業者」に指定されている会社の全ての国内事業所を対象とした。(以下、「エア・ウォーターグループ」という。)

現地検証では、国内4拠点(エア・ウォーター株式会社 鹿島工場、防府工場、タテホ化学工業株式会社 赤穂工場、株式会社 FILWEL 防府工場)を現地検証の対象として、各拠点における算定対象範囲、排出源、モニタリングポイント、算定・集計体制の確認、排出量データについては根拠資料との突き合わせを行った。なお、現地検証の対象とした拠点及び拠点数の決定はエア・ウォーター株式会社が行った。

3. 検証の結論

検証の対象とした、「算定報告書」の「エア・ウォーターグループ」の温室効果ガス排出量において、「算定ルール」に準拠せず、正確に算定されていない事項は発見されなかった。

4. 留意事項

「算定報告書」の作成責任はエア・ウォーター株式会社にあり、温室効果ガス排出量検証の結論に関する責任は当機構にある。エア・ウォーター株式会社と当機構との間には、特定の利害関係はない。

東京都千代田区神田須田町一丁目25番地

一般財団法人日本品質保証機構

理事 浅田 純 男

